

## 令和4年度 第38回大阪市路上喫煙対策委員会

日時：令和4年6月1日（水）

### 開会 午前10時00分

○事務局（松倉課長代理） お待たせいたしました。定刻がまいりましたので、ただいまから、第38回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

議題に入りますまでの間、事務局の方で進行を務めさせていただきます。

本日、司会を務めさせていただきます、環境局事業管理課まち美化担当課長代理の松倉でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、ただいまご出席いただいております委員の皆様方は委員7名中、7名でございます。

大阪市路上喫煙対策委員会規則第3条第2項の規定により、本会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

ここで、傍聴の皆様をお願いいたします。あらかじめ事務局からお配りさせていただいております傍聴要領に従い、お静かに傍聴していただきますよう、ご協力、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、大阪市環境局長堀井よりご挨拶を申し上げます。

○堀井局長 後ろのほうから失礼いたします。前任の青野に代わりまして、この4月1日に環境局長に就任いたしました堀井でございます。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

第38回大阪市路上喫煙対策委員会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日、委員の皆様方におかれましては、何かとご多用の中、大阪市路上喫煙対策委員会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

現在、委員会では、昨年12月20日に諮問いたしました「堂島公園の一部及

び周辺地域（大阪市役所中央公会堂周辺地域の拡大）」ということで、路上喫煙禁止地区の新たな指定につきまして、ご審議を賜っておるところでございます。

前回の委員会では、パブリックコメントの実施結果や禁止地区指定に当たっての啓発方法などについてご説明を申し上げ、ご議論をいただいております。

本日は、この間の委員会でのご議論を踏まえ答申案について、ご説明申し上げ、委員の皆様のご意見を賜りたいと考えております。

一方、本市におきましては、市長が2025年1月を目途に路上喫煙の全市域禁止の方針を示したところございまして、「いのち輝く未来社会のデザイン」の実現という大阪・関西万博の開催理念に照らしまして、路上喫煙対策を検討していく必要がございます。世界から評価される都市をめざして、今後、委員会におきましてご審議いただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、本日も活発なご審議を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（松倉課長代理）      ありがとうございます。

ここで委員の皆様のご紹介をさせていただきます。お手元の、大阪市路上喫煙対策委員会名簿の順にご紹介させていただきます。なお、お名前のみのご紹介とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、委員長の青木委員でございます。

○青木委員長      青木です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（松倉課長代理）      委員長代理の小谷委員でございます。

○小谷委員      小谷でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（松倉課長代理）      近藤委員でございます。

○近藤委員      おはようございます。近藤です。よろしくお願いいたします。

○事務局（松倉課長代理） 佐々木委員でございます。

○佐々木委員 佐々木です。よろしくお願いいたします。

○事務局（松倉課長代理） 谷内委員でございます。

○谷内委員 谷内です。よろしくお願いいたします。

○事務局（松倉課長代理） 玉川委員でございます。

○玉川委員 玉川と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（松倉課長代理） 山内委員でございます。

○山内委員 山内です。よろしくお願いいたします。

○事務局（松倉課長代理） 続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

環境局長、堀井でございます。

○堀井局長 堀井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（松倉課長代理） 環境局事業部長、川島でございます。

○川島事業部長 川島でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（松倉課長代理） 環境局まち美化担当課長、木村でございます。

○木村課長 木村です。よろしくお願いいたします。

○事務局（松倉課長代理） また、これまで路上喫煙対策に取り組んでおります関係局につきましても出席させていただいております。健康局受動喫煙防止対策担当課長、岡村でございます。

○岡村課長 岡村でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（松倉課長代理） 危機管理室危機管理課長、楠見でございます。

○楠見課長 楠見です。よろしくお願いいたします。

○事務局（松倉課長代理） 消防局予防課長、片木でございます。

○片木課長 片木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（松倉課長代理） それでは、ここで青木委員長にご挨拶をお願いしたいと存じます。

○青木委員長 皆様、おはようございます。朝からありがとうございます。

本日は、答申をさせていただくものをまとめるという会議になりますので、ぜひ、忌憚のないご意見をいただいた上で、答申をまとめていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（松倉課長代理） ありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、ここで事前にお送りさせていただいております資料の確認をさせていただきます。

初めに、本日の、「大阪市路上喫煙対策委員会次第」でございます。

次に、「委員名簿」と「本日の配席図」でございます。

次に、クリップでまとめておりました「第38回大阪市路上喫煙対策委員会資料」とした冊子でございます。

また、冊子とは別に、青のフラットファイルの参考資料を各委員のお手元に置いておりますので、よろしくお願いいたします。

資料等の漏れはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以降の議事につきましては、青木委員長に進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○青木委員長 それでは、議題に入りたいと思っております。

まず、（１）「路上喫煙禁止地区」の新たな指定に関する答申書の検討をさせていただきます。

前回までの議論等を踏まえまして、答申案というものをまとめていただいております。これを皆様に事前にお配りしておりますので、今日はこれにつきましてご意見等をいただければと思います。

それでは、まず、答申の案につきまして、事務局から概要のご説明をお願いしたいと思います。

○木村課長 それでは、お手元の資料、データで見ていただいている方は、答

申案05番を見ていただきたいと思います。

こちらの資料につきましては、先ほど委員長からのご報告がありましたとおり、これまで諮問してから2回開催して、その際に委員の皆様からいただいた意見を取りまとめたもので、皆様も事前にご覧になっていただいているものになります。

内容としては、一番初めに結論ということで、今回の禁止地区の拡大につきましては適切であるということを示させていただいております。その後、「はじめに」としまして、これまでの路上喫煙対策の取組について、ご説明した上で、この間の状況の変化を踏まえて、路上喫煙対策はこれからも引き続き非常に重要な取組であることを、もう一度ここに書いております。これまでのパブリックコメントや、審議経過を示した上で、2番の、「禁止地区の指定について」としまして、これまでの答申の結果を踏まえ、明確性についてなど合致していることを判断している理由を書いております。

4番は、前々回諮問させていただいたときに、啓発表示についてどういった観点から気かけないといけないとか、ご意見を頂きましたので、そちらについて、まとめております。

5番の喫煙所の喫煙設備について、一番多くご意見をいただいた部分かと思いますが、実際に初めて閉鎖型の喫煙所を作るということで、防犯上の課題であるとか、今後、検証をしながら設置していかないといけないというご意見を頂きましたので、その辺りを記載させていただいております。

6番の「その他」としまして、前回にもご報告しましたとおり、2025年の大阪・関西万博に向けて全市域の路上喫煙の禁止を拡大していく今後の取組方針に対して、今後の考え方ということで、しっかり進めるようにと頂いたご意見を書いているものでございます。

事務局からの説明は、以上でございます。

○青木委員長      ありがとうございました。

そうしましたら、全般的にでも結構ですので、まずは全体について確認、ご質問等がございましたら、どこでも結構ですのでご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

ちょっとあれですかね。全体と言われるとなかなかお声を出しにくいかもしれませんが、少し分けて進めていただこうかと思えますけれども、結論につきましては、今回は少し変わって、閉鎖型喫煙所等を設けることに伴って、新たに禁止エリアを拡大するという特殊なものでもありますので、それ自体、新たな視点についてのご異論はないかなというふうにも思っております。

ですので、結論はいいのかなと思うのですけれども。はじめに以降の理由とか、あるいはこれからの当委員会としての注文も含めて、ご意見等を反映できているかどうかということでご覧いただき、表現ぶりとかも含めてこれでいいかということもご意見をいただければと思うのですけれども。

「はじめに」の1番の所の経過といいますか、この辺りについてはよろしいですか。何かございますでしょうか。

玉川委員、お願いいたします。

○玉川委員 「はじめに」の所でございますけれども、前回の議事要旨もしくは議事メモというの、議事録というのも確認してまいったのですけれども。前回の議論では、今後のことを踏まえても今回の閉鎖型は初めての設置ということで、今回の状況がどうであるのかというのをしっかり検証した上で今後に生かしていこうという議論があったかと思えます。

この「はじめに」の所の最後から3つ目の段落の所でございますけれども、今後の路上対策における喫煙所の整備の方向性を示すものであるということが書かれておまして。

ただ、前回の議論では、今後こちらを設置してからの状況を見て今後のことを検討していこうというお話になっていたかと思えますので。今回のこの答申で

「今後の方向性を示すものである」とまで踏み込んでしまっているのかどうかということについては、少し違和感がございます。

○青木委員長　ありがとうございます。この点については、5番の具体的記載とも関係する所でありまして。5番では、最後の4ページの下の所で、今後検証も行いながら設置する場所に応じて整備内容について検討を行うというニュアンスで書かれていまして。どちらかという、これが前回の議論に沿ったような内容になっていますかね。

そうしますと、この今ご指摘のありました所について、ほかに委員の先生方のご意見はございますか。

事務局では、今のご指摘についてはどうお考えですかね。

○木村課長　そうですね。玉川委員がおっしゃるとおり、これから喫煙所の整備について、全市拡大に向けて委員会でもご意見を頂きながら、考え方について整理する必要があると思っておりますので。こちら、方向性まで言う書き過ぎの部分があるというご指摘だと思いますので、整備について課題があることを認識し、今後、検討していく必要性を示すものであるというような、そういったこれから検証する課題だということを、先ほどの5番の喫煙所の整備の所で書いているような言葉に置き換えて直したいと思えます。

○青木委員長　ありがとうございます。そういう方向性でよろしいでしょうか。ほかのご意見は、よろしいですね。では、少しその表現ぶりを修正させていただくということにしたいと思います。ありがとうございます。

それ以外に、「はじめに」の辺りで何かございますでしょうか。

そうしましたら、2番の「禁止地区の指定について」についてはいかがですかね。

特に、この2番は、よろしいですかね。

そうしましたら、3番ですが、2番とも関わりますが禁止区域が明瞭かどうか

ということで、物理的なものも含めて、ある程度はつきりしているという評価をしておりますが、ここは大丈夫でしょうか。よろしいですかね。

そうしましたら、4番の啓発ですね。啓発ですけれども、主には禁止区域には禁止区域だとか、ここは吸ってはいけませんということが、市民にとって明瞭にちゃんとされているか、しないといけないのではないかというような点で、いつも指定をした時に議論になるところではございますが。4番については、いかがでしょうか。谷内委員、お願いします。

○谷内委員　この書き方に対して、大きく変更を求めるというものじゃないのですけれども。最後の文章で、「利用ルールについて多言語表記を含め、分かりやすい表記」という所があるのですけれども。多言語表記も大事なのですが、近年分かりやすい日本語というのが言われていまして、看板とか啓発の類でも、よくよく読まないと分からない、日本人でもちょっと分かりにくかったりしますので、分かりやすい日本語であれば、外国の方で日本語を習いたての方ですとか、ぱっと見た瞬間に日本人でも分かるというものになると思いますので、そういった部分も配慮していただけたらと思います。

ここの文章にそこまで含めるかどうかは、含めなくてもいいかとは思いますが。

○青木委員長　ありがとうございます。漢字が多かったり、字が小さくていっぱい書いてあると、それだけで読まないですものね。

その辺り、何か。もちろん、この区域以外も含めて、禁止区域全てですけれども、表記の工夫ということも今後努力いただくということでよろしいですかね。

○木村課長　分かりました。こちらの部分も含めて、今後の周知に向けても、大阪市でもできるだけ分かりやすい表記を進めているところですので。外国人の方に対しても、平易な分かりやすい言葉で、できるだけ表現していくように進めてまいりたいと思います。

○青木委員長　今は、なるべく絵とかアナグラムとか、そういうデザインで分

かりやすくするというのも、いろいろな所で工夫されていますので。ここは禁止というのが分かりやすいマークとか、そのような検討も必要かなと思っております。よろしく願いいたします。

○木村課長 分かりました。

○青木委員長 「啓発について」はいかがでしょう。ここは、主に表示の観点でおっしゃっているところではありますが。近藤委員、よろしいですかね。喫煙の表示は、よろしいですかね。ありがとうございます。

そうしましたら、5番にまいります。喫煙所に関しては、少し閉鎖型を構えるということがありましてご意見もいろいろあったこともありまして、長い文章になっております。この辺りについて、ご意見、あるいは表現についてのご意見等もございましたら、どうぞよろしく願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

特に、よろしいでしょうか。大体検討していただきたい項目が、含まれているということで、よろしいですかね。閉鎖型の効果とか二次的な問題としての防犯の問題とか、いろいろ意見も出ておりますし。それによって本当に必要な人が、皆その中に入って吸えるのかとか、いろいろなご意見が出ていましたので。その辺りも検証しつつ、今後、全市に拡大ということになれば、いろいろな形で喫煙所の設置の方法が議論になりますので、そのモデルにもなると思いますので。その辺りのことが一応全て含まれて書かれているかなとは思っております。よろしいですか。

そうしましたら、各項目についての表現は、今のご指摘のあった2点について、検討させていただくということにさせていただきますが、最後に「その他」という所もありまして、ここは、今回の答申以外にも、今後に向けてということが、少し書かれている所ではありますが。ここも含めまして、全体に、この答申に直接盛り込むかどうかに限らなくても結構ですけれども、委員の皆様から何かご指

摘、ご意見があればと思いますが、いかがでしょうか。

近藤委員、お願いします。

○近藤委員　この答申の中で6番の「その他」という位置づけになっているので、「その他」と言えば「その他」なのでしょうけれども。この中に書いておられますように、2025年に全市域の路上喫煙禁止をやっていくということが決まっている以上、その他で位置づけられていますが、大きな意味を持つ所だと思えるのですけれども。

その中で、喫煙所の整備とか、指導啓発とか、過料の体制とか、いろいろな課題があると推測されるという中に、この間の委員会でも議題に出たかと思うのですけれども、一体全市を禁煙にした場合に何か所必要なのかとか。万博の時にどれだけの来客を見込んでいるので、昼間人口プラス観光客とかいろいろ足していくとこれぐらいになるので、これぐらい必要ではないかという、全体的に幾らでというのを調査するというのは、やはりどこかに入れていただく方が良いと思いますけれども。いかがでしょうか。

○青木委員長　ありがとうございます。政策の基本となるような人口も含めた動態調査みたいなものですかね。そういったことの調査をしっかりと踏まえた上で、こういった個体の検討をしないといけないと、そんな感じだろうと思うのですけれども。

委員会としては、そういう調査をしっかりと基礎データをしっかりしてねというご要望になるかなと思いますので、それを盛り込んでいただくかどうかみたいなことなのですが。事務局、いかがでしょうか。

○木村課長　ありがとうございます。近藤委員がおっしゃるとおり、これまでの禁止地区を一つ一つ拡大してきたのとは違って、全市となるとかなり規制の対象範囲が大きく変わりますので。どれぐらい必要なのかというところを考えるに当たっては、今の状態を踏まえる必要があると思っております。

最後の段落から2つ目の所にも書いているのですが、「民間でできることは民間にも協力を得る」などというふうに書いている所が、今でも大阪市が設置している喫煙所以外にも、事業者さんが設けられている喫煙できるスペースであるとか、受動喫煙の対策の関係で、健康増進法に基づいて屋内喫煙スペースについて、きちんと手続を取って作られている場所もございますので。そういった所がどれくらいあるかというところも現状を踏まえながら、どこに必要なのかというところを検討して優先順位をつけながら設置を進めていかないといけないと思っております。

先ほどおっしゃっていただいているような、今の状態をしっかりと検証した上で進めるという言葉をどこかに追記させていただくような形で考えたいと思うのですけれども。そちらでよろしいですかね。

○青木委員長　　他の委員の方、いかがですか。玉川委員、お願いします。

○玉川委員　　今の木村さんからご説明いただきました受動喫煙の所ですけれども。「その他」の所の最初の方にも、「受動喫煙による健康被害の防止」というのが書かれておまして。今のご説明ですと、受動喫煙法というのは屋内に対する。私もその辺がよく分からなくて、この機会に教えていただけたらと思うのですけれども。

ここで言うところの路上喫煙に関して話し合っている委員会における、受動喫煙の定義というのは、どのようにされているかというのを1点、教えていただきたいと思っています。

この「その他」について、実は、幾つか私、気になる所がございました。2025年の大阪・関西万博に向けてということで、前回のこの委員会でも議論したわけですけれども。その時にも、万博を見据えて海外の屋外での喫煙状況についても情報を頂きたいということを申し上げていたと思います。

ですので、ここに書かれていますのは専ら国内のこともお見受けしま

すので、海外標準として大阪市の今後の在り方をどうするのかという視点も非常に重要なのではないかと思います。

今、木村さんからご説明いただきました「民間でできることは民間に」という所でございますけれども。これは、少し唐突感があるなというのが若干私の印象です。これまでの議論の中では、大阪市さんの費用で、全て大阪市内の喫煙所を整備していくというお話が、前回の議論の中でもあったかと思いますので。もちろん、官民連携でまちづくりを進めていくということに関しましては、商工会議所といたしましても、その方向でやっていこうということで、市長や私どもの一致しているところでございます。

ただ、この「民間でできることは民間に」ということで、本来大阪市さんの方で整備されるご予定だった喫煙所の費用の内、どういった所を民間に期待されているのか、民間に期待している役割は何なのかという所をしっかりと確認させていただきたいと思われました。

以上でございます。

○青木委員長　　ありがとうございました。まず、1点目の受動喫煙について、路上、屋外に関する受動喫煙というものの考え方について、今までどうしてきましたかということのご質問だと思いますので。これは、木村さんか岡村さんか。

○岡村課長　　まず、受動喫煙の健康被害ということについてなのですけれども。健康局というか健康増進法で定められているのは、委員もご指摘いただいているように屋内について、がんとかその他気管支炎だとか、いろいろな病気の疾病の倍率が上がりますということがあります。

屋外については、喫煙を禁じるものでもないですし、かといって喫煙を奨励するものでもない。法律で言いましたら、屋外で喫煙する際も配慮をしてくださいということですよ。

厚労省の受動喫煙の定義というか、害があるのは屋内ですよというのが今いる

いろなたばこ白書とかいろいろな文献とかははっきりしておるのですけれども。そこはエビデンスがあります。ただ、屋外については、そこがなかなか、風が流れておったり、場所の形状とか、その辺りが難しいので、はっきり確立されたものはないです。

ただ、たばこの煙の中には有害物質がたくさん含まれているので、今後、研究が進んで、屋外もこういった条件だったら健康被害も発生するんだと、そういうことが立証されていくのだと思っております。

以上です。

○青木委員長　ありがとうございます。今ので、よろしいですか。ご質問との関係上。

○玉川委員　そうですね。それでは、現在の法律では屋内が対象だけれども、今後、科学技術が発達して屋外においてもたばこの煙に含まれる物質等が分かるようになったときに対象になるかもしれないという理解のもとに、この路上喫煙の考え方においても受動喫煙のことが書かれているということなのですかね。

○青木委員長　大阪市の条例自身は、この3つの観点のいずれについても重要なことだという認識で、屋外においても受動喫煙については副流煙とかも含めて防止していこうという方向性は、法律とは別に持っている条例だというふうに思っていますので。それを、喫煙所を設けるとき、受動喫煙の観点からどういう喫煙所がいいかとかいうのは、やはり議論していく必要があると。そういうものにはなっていると思います。

○岡村課長　発言してもいいでしょうか。

○青木委員長　どうぞ。

○岡村課長　今、補足していただいたとおりで、そのとおりでございます。私、健康局でたばこをやめていっていただくという部署でございますので、エビデンスという話では屋内ではあるのですが、吸う人も吸わない人も守るという観点で

は、やはり屋外ももしかしたら害があるのかもしれませんが。

単に、この委員会はエビデンスがあるかないかに基づいてということではなくて、美観というふうなお話も委員長がおっしゃっていただいたようにありますので。そこをどうされるか、受動喫煙という範囲を、大阪市として、この委員会でどのように捉えていくのかというのはあります。ありがとうございます。

○青木委員長　2点目は、海外の状況にも踏まえてということを議論したというご指摘です。これについても、先ほどの近藤委員の「大阪で今後どのように人の流れが生じるか」みたいなことも含めて、状況調査の一つとして踏まえる必要があるかなというご意見だったと思います。

その辺りは、後で文章の中に少し。どこまで海外が分かるかはともかくとして、検討するということを期待するというのが、我々委員会の意見だということになりますので。そこは、また考えて盛り込んでいただければなと思います。

それから、確かに、「民間にできることは民間で」というのは、やや結論めいた表現でもございますので、これは恐らく、今後広く市全域を対象にするときにいろいろな施策をするときに、官でできること、民ができることは何があるか検討していくのだらうと思いますが、それは、まだ今後の検討のテーマです。ですから、その辺りのご懸念だとは思いますが、どうでしょうか。

○木村課長　そうですね。確かにこれだけだとどういったことを期待しているかというところが何もないので。今でも路上喫煙対策に関しては、マナーエリア団体さんであるとか、地域の方に啓発の協力をいただいたりとか、清掃活動を一緒にしていただいたりとか、そういった部分もございます。

行政だけで旗を振っても、なかなか実際にどこまで浸透するかというところについては、啓発表示も含めて、今でも例えば公共交通機関が駅でアナウンスをしてくださっていて。例えば天王寺駅であれば、駅周辺が路上喫煙禁止地域になっていますということをアナウンスしていただいて、未然防止に努めていただいた

りする部分もございまして。そういった啓発も含めて、みんなで協力してやっ  
ていかないと、どうしても行政でできる部分というのは限られていますので。指導  
体制もそうですし、その辺りは上手に行政だけでなく、地域も、民間企業さんも、  
事業者さんも、一緒によりよい環境をつくるために取り組んでいきたいというこ  
とで書かせていただいているところでございます。

具体性があまりないので、唐突感もあるかもしれないのですが。この間、マナ  
ーエリア団体さんの取組みを報告させていただいたときにも、もうちょっと掘り  
起こしたらどうだとか。あと、啓発表示の動画とかの配信についても、もうちょ  
っと上手に活用して広がるような取組をしていただいたらというご意見をいた  
だいていたので、そういったところも含んで書いているつもりでございますので。

ちょっと具体性はないのですけれども、今後のことを考えると、こういったこ  
とを、これまで議論いただいたことを残しておいたほうがいいかなと、事務局と  
しては考えているところでございます。

○青木委員長       では、小谷委員、お願いします。

○小谷委員       今のお話の関連なのですけれども、特に民間の喫煙所とかそうい  
うものもというお話の背景には、喫煙場所の確保の問題もあるのではないかなと  
いうふうに推測するところがあります。

今の全体のお話について、6の3段落目の所の後ろ2行目からの課題について  
触れている部分が、具体的に考えていくと、結局民間の方のお力も借りたいと、  
連携をしていくことで柔軟に対応していく余地があるのではないかなとか、そうい  
うことなのかなと思うので。この辺りをもう少し書くというのも一つかなと思っ  
たり。

なかなかあまり長く書くものではないかなと思いますので、この辺りでちょっ  
と工夫をいただくなり、今後の課題ということで、特に喫煙所の整備については  
場所の確保とか、コスト面の対応というのも、限りある行政資源の中で、どのよ

うに柔軟にやっていくかという課題があるという辺りを触れていただくといいのかなと。このままでもいいと思うのですけれども、これまでの議論を踏まえればその点が後段に続く内容になるかなと感じました。

あと、細かいことですが、少し「取組」とかその辺り、公用文の法則と違っているのではないかなと思うのですけれども。取組みって「み」が送り仮名で出るのではないですか。多分。

○青木委員長 「み」が要るのですかね。

○小谷委員 多分、法則だとそうなっていて。お相撲さんの取組とかだけ無しでいくとか。そういうちょっと細かい話ですけど、公用文のルールがあったと思うので、その辺り。若干、「また」が多いとか、そういうのを少し思うので、この辺りは直していただいたら、適当にやっていただくとういのかないかと思いました。

○青木委員長 貴重なご指摘、準拠して修文チェックをお願いしたいと思います。

官民が連携した取組みを一層推進するということは書かれていまして、それについて異論はないので。それだけ十分に意味が通じるので、その前の「民間でできることは民間にも協力を得るなど」というのがなくても、官民協力していってねというのは要るのかなというふうにちょっと思ったりもするところがございます。

あとは、小谷委員からご指摘のあった、課題の中に官民連携の在り方というのを入れるというのが、一つのアイデアかもしれません。そこに課題で入れていただくのはちょっとかえって目立つみたいなお意見もあると思いますが。玉川委員、いかがでしょうか。

○玉川委員 そうですね。やはり商工会議所として、一つ気になりますのは、費用面の負担のことですね。民間に期待されているという部分だけがクローズアップされるのは少ししんどいなと思います。

先ほど木村さんがおっしゃったように、マナーの活動であったり、啓発表示であったり、駅のアナウンスであったり、そういったことも含めての官民の連携というのは、非常によく理解はできるところだと思います。

○青木委員長　その辺り、また修文を検討いただいて確認していくということでもよろしいでしょうかね。

どうぞ。局長、お願いいたします。

○堀井局長　すみません。貴重なご意見をありがとうございます。

私も、まだ2回ぐらいですけれども、読ませていただいて思っていますのは、今申し上げたような、例えば普及とか啓発ですとか、周知ですとかそういった活動であったり、あるいは、ご指摘にもありましたけど、大阪市だけで整備するとなりますと、土地の確保ですとか、建設費ですとか、そういった部分も問題になってこようと思います。

例えば、東京とかですと、民間がやっておられる喫煙所みたいなものが事業として成立するのであれば、そういうものを誘致するとか。あるいは、商店街の空き店舗の所を上手くご活用いただいて、集客に使っていただけないかとか。いろいろな観点があるのではないかなと思っています。

これは、逆に、こちらの委員会からいろいろお知恵なりアイデアを頂戴したいなと思っています。そういう意味で、民間でできることもということを書かせていただいております。例えば、それが即、何かの増税につながるとか、そういうことではないと認識しております。

多分、大阪市だけでやるとなかなか、何十か所、何百か所つくるというのは、正直期間も限られておりますので難しいなと思っています。それであれば、例えば商売になるということであれば、何か有料の喫煙ボックスみたいなものをつけていただくとか、そういったこともいろいろな所にご相談すれば手を挙げられる方もいらっしゃるのではないかなと思ったりしております。

また他に何かいろいろ情報がありましたら教えていただければと思います。

○青木委員長　ありがとうございます。

いずれにしても、これは恐らく、今後この委員会で議論もしていくことになると思いますので、今の段階ではあまり具体的にこういう官民連携をしてくれみたいなことは言えないと思いますので、表現としては控え目に留めていただくほうがいいのかなとは思っております。

どうぞ。谷内委員。

○谷内委員　喫煙所の整備に関しまして、確かたばこの販売に関わる所が整備をするのは余りふさわしくないという議論があったと思うんです。そういうことでもありますので、この辺りは官民連携の在り方についても検討していくというものをきちんと書いて、答申としたほうがいいかなと思っております。

もう一つ気になっておりますのが、市民の役割というのがほとんど書かれていないと思います。市民周知の在り方ぐらいにしか市民が書かれていなくて、非常に市民が受け身的だなというのが気になります。もう少し市民から積極的に働きかけるような場を設けるとか、それも含めて市民との連携についても検討するというのを含めていただけたらと思います。

啓発されるだけではなくて、市民としても路上喫煙を防止してきたいという方ですとか、その場をきちんと分けてやっていきたい方はたくさんいると思いますので。もう少し、そういう市民の力を活かすというのも考えていただけたらと思います。

○青木委員長　ありがとうございます。官民の連携の在り方も一つの課題だろうというお話と。民間の中に市民も入っているという理解で表現されたのかもしれませんが、市民という事業者さんとか、その他とは区別して市民も積極的に参画するみたいな視点というのにも必要かというご意見だったと思います。

その点、ご検討いただけますかね。今日のマナーエリア制度の新規募集という

のも、その一つの取組みでもあるとは思いますが。

そうしましたら、山内委員、いかがですか。何かお気づきの点があれば。

○山内委員　ありがとうございます。私から独自に付け加えたいことは特段ございませんが、私自身はP T A関係者の代表ということで寄せていただいておりますので、基本的には子どもたちの受動喫煙なんかの防止という観点から、禁止区域の拡充ということには基本的に賛成の立場であります。

一方で、児童の保護者の中にも喫煙者は少なからずおりますので、そういったことの兼ね合いも含めて、実効性の確保ということを含めて今後検討したいということですね。

答申案につきましては、各委員のご指摘、それぞれごもっともだと思いますが、それ以外に私のほうから付け加えることは特段ございません。よろしく願います。

○青木委員長　ありがとうございました。佐々木委員、いかがですか。何かお気づきの点はございますか。

○佐々木委員　私も答申案に対しては、これで結構だと思うんです。

ただ、たまたまちょうど木村課長さんらと一緒に、この間たばこのごみ拾いを始めまして。やはり落ちていますよね、たくさんね。どれだけでも拾い切れないほどあります。特に、信号待ちの所とかは固まっているんですけどね。また、高島屋の前の喫煙のコーナーもラインを引いていただいているので、そこにもたくさんの方が吸っておられましたけれど、その外側にもたくさん落ちています。幾ら拾っても皆さんの意識が全然、これは捨てたらいかんのやねというのが全然ないのと違うかなと。日頃から、嫌いな人はそればかりを見ますけれども、吸われる人は本当に無意識でやられていると思うのです。

先ほどから、いろいろな官民一緒という話も出ておりますけれども、確かにただ官だけでやっていたのでは、大阪市の、この2025年の万博までに大阪が

こんなにきれいなまちになったというようなことはあり得ないと思います。今の状態では、よほど皆さんが協力しないと無理だと思うんです。

だから、無理かもしれませんが、民間の人にもお願いし、この機会に皆さんの勤務されている所でも、アンケートでも取っていただいて、日頃たばこを吸っている人の処理は一体どうなっているのかということも、何かで出していただいたら、吸っている人も少しは意識するじゃないかなと。

幾ら吸う所はここですよ、掃除しますよと言っているけど、意識を変えてもらわないとどうにもならないと思うんです。それは、本当に皆が力を合わせて目的に向かって進む。ちょうどその目的が、たまたま2025年という大阪市の皆さんに見ていただく機会なのでということで、皆がその気になってもらうような、そういう方向性というのですか。企業にも協力をいただくことがすごく大事じゃないかと思っております。少々掃除していても切りがないです。

先ほど、各企業にどれほど喫煙所があるかということも、前もちょっとお話しせてもらいましたけれども、作っている所と作っていない所があると。そうすると、たばこを吸うためにたばこの吸える場所へ外に出てきます。まとまってたばこ屋さんの前とか、コンビニの前とかに休憩しがてら、たばこを吸っているという感じがありましてね。だから、企業もそういう人たちをどのように把握されているのか。やはり、時間的にも出ておられるからロスもあると思うんですけれども。だから、各企業にも、すごく協力を得て喫煙所を作るとか、こういう活動を促していただくような方向があればいいかなと思うのですけど。いかがでしょうか。ちょっと失礼なことも言いましたけれども。失礼します。

○青木委員長　　ありがとうございました。今のご指摘の観点も含めて、今後の大阪市全体の路上喫煙禁止の方策の中の一つとしても重要なご意見だったろうと思います。

そうしましたら、答申書についての議論については、大体以上でよろしいでし

ょうか。そうしましたら、「はじめに」と、それから「啓発」の所と、6番のその他の所に、ご意見で修文の必要な所も出てまいりましたので、そこを修文した上で、もう一度委員の皆さんに確認をさせていただいた上で、まとめさせていただくということによろしいですか。

大体、これはいつまでに固めるのですか。目安の期限というのがありますか。

○木村課長 今月の半ばぐらいです。

○青木委員長 今月の半ば。

○木村課長 まず、いただいたご意見を踏まえて、こちらで案文を作らせていただいて、またメールなどでご確認いただけたらと思っております。

○青木委員長 そうですね。それぞれの委員の皆さんに個別にご確認をいただいて確定ということにさせていただきたいと。そういう方向によろしいでしょうか。

では、本日の議論、ありがとうございます。概ねこの方向で答申案をまとめさせていただいて、修文の上、確定ということで進めたいと思います。ありがとうございます。

それでは、議題の（２）に移りたいと思います。

議題の（２）は、「路上喫煙の防止に関する大阪市の条例」の一部の改正がなされましたので、それに関してのご報告をいただきます。よろしく申し上げます。

○木村課長 そうしましたら、事務局からご説明させていただきます。委員会資料の条例改正の、データでしたら06-2の議案の所を見ていただきたいと思いますけれども。

こちらは、今回、路上喫煙の防止に関する条例を改正した中身になっておりまして。報告になりますが、5月13日に議案を提出しまして、5月20日に市会で質疑を行いまして、5月25日に可決され、改正されたものになります。

内容としましては、今回の禁止地区の拡大に当たって、喫煙所の中からはみ出

た方については過料徴収の対象としていくところですが。改正前の条文、下線を引いている部分が今回変更している部分になるのですが、「施設の付近を除く」という書き方にしている、喫煙できる場所がどこまで喫煙できるのかというのが「付近」という言葉で明確ではなかったのも、こちらを、「施設内を除く」という形に明確にいたしまして施設をはみ出た方については指導対象とするということを確認しております。

前にも、確か閉鎖型喫煙所以外の部分について、難波の駅前広場の喫煙所の話もさせていただいたのですけれども。先ほど佐々木委員からもご紹介があったとおり、これまでどこまでが吸っていい範囲かが明確ではなかったのも、今、色のテープを貼ってどこまでが喫煙できるスペースですということを確認にしまして。それを引くことで、中で吸おうという意識は少し高まって、前よりは広場全体に広がるのは改善されたという状況がございます。

ですので、今回改正に当たっても、いつから改正されるので、それ以降ははみ出た所で喫煙をされる場合は、指導対象、過料徴収の対象になりますということ、改めて事前に周知した上で、改正について運用を行ってまいりたいと思っております。

事務局からの説明は以上でございます。

○青木委員長　　ありがとうございました。何かご質問等がございますか。

開放型の喫煙所というのは大体エリアが認識できるようになっているのでしょうか。

○木村課長　　今、大体分かるような形になってはいますが、難波の駅前広場みたいな所はフェンスなどが無いものですから、どこまでというのが分かりにくいので、他にも入り口の所がどこまでというのが分かるような形で、線を引いて明確にするようにしておりますので、今はどこまでが吸える範囲かというのはある程度分かっていたいただけるような形にしております。

○青木委員長　　ありがとうございました。ほかにご質問はよろしいですか。

　　こういう改善した改正もされましたので、これに基づいて、今後の喫煙所設置の検討にも前提としてご認識いただければと思います。

　　それでは、以上で（２）の議題を終えさせていただきたいと思います。

　　（３）にまいります。（３）「たばこ市民マナー向上エリア制度」の新規募集団体がございましたので、これについて当委員会で審議するというたてつけになっておりますので、これをお諮りしたいと思います。

　　これに先立ちまして、団体募集は個人情報が含まれている資料を議論することになっておりまして、非公開で行う必要があると考えておりますが、そのことについて大阪市の指針等を、まずは事務局からご説明をいただくことにしたいと思います。

　　事務局、お願いいたします。

○木村課長　　そうしましたら、委員の先生、お手元に青色のファイルで参考資料としてお配りしているものを見ていただきたいと思いますのですけれども。こちらの１１番に大阪市全般の解釈、運用の手引きになるのですけれども、審議会等の設置及び運営に関する指針。これは抜粋になりますが、解釈運用の手引きというものがございまして、こちらを１枚めくっていただきますと、１ページ目に会議の公開基準というところで、基本的には会議については公開するという原則が書かれております。

　　それに対して、一方、２ページ目を見ていただきまして、（１）アの所に、個人情報がある場合の取り扱いが書かれておりまして、こちらについては非公開にする必要がございます。たばこ市民マナー向上エリアの制度につきましては、参加者名簿などの申請書類を提供しまして、それを見ていただいてご議論いただくこととなりますので、この個人情報がございますのでこの事案については非公開ということをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○青木委員長　　ありがとうございました。そうしますと、これにつきましては非公開での審議ということをお願いしたいと思いますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

(委員 承認)

それでは、非公開のもとで審議をしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

申し訳ございませんが、そういう次第でございますので、今日傍聴いただきました皆様につきましてはここまでをお願いしたいと思いますので、以降については非公開でさせていただきたいと思います。

ご参加いただいた傍聴者の皆様、ありがとうございました。

【以降 非公開】

○青木委員長　　それでは、ここから非公開ということで、継続していきたいと思っております。

それでは、2団体ほど応募団体が新規にございましたので、事務局から応募団体についてのご説明をよろしくお願いいたします。

○木村課長　　そうしましたら、まずは今回2団体から申請がございまして、まず1つ目、西淡路第8振興町会について説明申し上げます。

こちらにつきましては、地図を見ていただいたら活動範囲を見ていただくことができるのですがけれども、東淀川駅の東口の周辺の地域になりまして、こちらの駅前について路上喫煙をされる方がいらっしゃったり、あとは吸い殻が捨てられているような状況がございまして、地域の方から何とかできないかということで、私ども環境局の東北環境事業センターに相談があったものでございます。それに対して、ポスターの提供、路上喫煙とかポイ捨てをしないようにというポスターを提供させていただいた時に、大阪市ではマナーエリア団体という活動があつて、

いろいろな啓発グッズをお渡ししながらマナーの向上に取り組んでいただく団体ですということで趣旨を説明させていただいたら、では、こちらに参加しますということで言っていたいて、マナーエリア団体として申請があったものでございます。

活動範囲は、具体的には駅前の町会の単位の所かと思いますが、線で引いている部分です。そちらの中で活動をしていくということでして、活動の参加者名簿と、あとは活動の内容といたしまして、路上喫煙やポイ捨ての撲滅を目的とし啓発物の配布とか掲示や清掃を行いたいということでして、15名程度で活動される予定という計画書を提出されております。

続きまして、2団体目も続けてご説明させていただきます。

2団体目が、株式会社関西みらい銀行阿倍野支店さんが団体として申請いただいたものになります。こちらにつきましても活動範囲の資料をつけさせていただいていますので、そちらを見ていただきたいのですけれども。

活動計画地図ということをつけている図が、「天王寺区、阿倍野区天王寺駅周辺地域」の禁止地区が含まれている地域になりまして。南北に走っているのが阿倍野筋になりまして、そこは禁止地区になります。あと、東西に一番北側の道路ですね。H o o p と書いている所の上の部分、この道路も禁止地区になります。なので、この南北の道路と東西の道路の一方は禁止地区のエリアになりまして。こちらは、他のマナーエリア団体さんからマナーエリア団体制度をお聞きになって、こちらと一緒に清掃活動とかをしたいという申し出が、環境局に直接連絡がございまして。こちらでボランティア清掃についても清掃グッズなんかもお貸しすることができますので、そういったこともお伝えしながら、啓発物品を配ったりしてマナーの向上に努めたいということで申し出があったものになります。

名簿も付けていただいております10名、それぞれ構成員さん、会社にお勤めになっている方たちの名簿を添付していただいております。

活動内容は、活動計画書に書かれているとおり、清掃活動を月に2回ぐらいやっていたいということと、あと、店頭でも啓発ティッシュなんかを配るということを考えていますということで。具体的にこういった支援が欲しいということで、啓発物品、こういった物が欲しいということもお声かけいただいているところでございます。

事務局からの説明は、以上になります。

○青木委員長     ありがとうございました。久しぶりの新規申請だと思われませんが、私も含めて何を審議したらいいのかということが皆さんもあると思いますが。参考資料の緑色のファイルの6を見ていただきますと、たばこ市民マナー向上エリアの制度実施要綱というのがございまして、ここに目的は書いてあるとおりですけれども。団体は10名以上で活動区域というのを申請して、それを市長がその区域の中からこの区域を定めてあるということで、以下の5つくらいの要件があるような区域であることとなっています。

その後、市の支援とかを書いてありまして、手続的に言いますと、申し込みをした後、裏面に移っていただくと、当委員会等の意見を聞いた上で市がオーケーとなった場合には協定書を作られて、それで活動していくということになるという制度について、この7条の意見を聞くという所を今回この委員会でも、ご意見をいただく、そういうことを今やろうとしています。

ですので、対象団体とか、活動区域とか、活動内容が、この目的に添っているかどうかについてご質問とかご意見をいただければということになりますので、よろしく願いいたします。

ということで、何かご質問、ご意見はございますか。山内委員、お願いします。

○山内委員     山内です。恥ずかしながら、この制度を私は存じ上げませんので、今回初めての議題ということで見ております。

その要綱に基づいて、先ほど委員長から説明をいただきましたけれども、参考

に、こういった協定書を取り交わすときに、適合すると認められるかどうか。これまでこういった点に着目して、適合するとかしないとかを議論していたのかというのを教えていただければと思うのが1点と。

あと、現時点で数としてどれぐらいの協定を結んでいる団体があるのかというのを参考にお聞きしたいと思います。

○木村課長     お答えします。

まずは、この団体がふさわしいかどうかというところなのですけれども、こちらの要綱に書かれているとおり、人数とか形式的な所は、事務局で見させていただいて。活動内容についても、環境局であるとか環境事業センターでこういったことを想定されているかということも資料以外にもお聞きしておりますので、その内容がたばこのマナーの向上につながるものであると認められているものについては、基本的に認めていくというふうにしておりまして、今回の2団体さんについても、きちんと計画を立てられて活動していただけるということをしっかりお伝えいただいておりますので、認めていく方向でと思っております。それまでも、基本的にはマナーエリア団体さんの承認に関して特に危惧されるような課題があるから承認しないでおこうというようなことは、これまで議論の中ではなかったところでございます。

2点目の、活動団体数なのですけれども、現在、70団体が活動していただいておりますので、この2団体さんが認められましたら72団体となります。

昨年、活動状況について年間の活動状況でお伝えさせていただいているのですが、マナーエリア団体さん、他の地域団体さんもそうなのですけれども、だんだんと活動されている構成員さんの年齢層が上がっていて、中にはもう活動をするのはしんどいので止めておきますという所も出てきて、減ってきたりもしているところなので。新規にこういった形で、活動いただけるようなご相談などがあつたときには、できるだけ紹介をして、一緒に路上喫煙をしないように活動

していけるように働きかけていけたらと思っておるところでございます。

○山内委員　　ありがとうございました。

○青木委員長　　ありがとうございました。毎年、活動報告を出されているのですね。団体の一覧みたいなものはホームページとかで公表されていなかったかね。

○木村課長　　そうですね。ホームページに活動場所と団体名も掲載しております。なので、私たちの方でも、広聴で市民の方からこの地域で困っているというお話をいただいたときに、それがマナーエリア団体さんの活動実施場所である場合は、情報共有をさせていただいたりとか、そういったことができるような取組みになっておりますので。特に、商店街さんなんかもかなり参加していただいておりますので、連携して取組みをできれば、少しでも改善できるかと思っております。

○青木委員長　　次のページの資料7ですね。これが団体一覧で、これがホームページにも載っているということで。今、75ですかね。ここに2つ加わるということになりますね。

どうぞ。

○木村課長　　すみません、補足説明です。

失礼いたしました。こちら、お配りしております資料が令和2年度のものでして、前々回のときにご報告させていただいていた75団体の時点のものをお配りさせていただいております。これから、その後に更新したときに先ほど申し上げた、ご高齢で活動がしんどいとか、コロナの関係でなかなか活動が実施できていない所もあるので今回辞退しますという所もございまして、今70団体に減っておるところです。そこに、この2団体が加わって、72団体になります。

○青木委員長　　ありがとうございました。これ、また差し替えといていただきまして、令和3年度に。

○木村課長　　そうですね。今回の2団体も加えた形で差し替えを次回させてい

ただきます。

○青木委員長　　そういった活動の団体等でございますけれども、その観点から今回の2つについて、何かご意見はございませんでしょうか。

小谷委員、お願いします。

○小谷委員　　ありがとうございます。質問というよりは、この機会に団体さんのご参加いただける在り方みたいなものを、より積極的に広げていけるようなことも考えてもいいのかなと思ったりするところで。

先ほどの答申の課題の所でも、こういった市民団体さんと協力を得ながらというお話がございましたし。今回、2つの団体様を見ていても、活動内容は結構様々なのだなというふうに思っています。取りあえず、いろいろな団体の方にご参加いただくという形では、このような形がいいのかなとは思いますが。

一方で、こういった活動をしていただくことで制度の中に入らせていただきますみたいなモデルみたいなことがあると、いろいろな方が参加しやすい側面も感じるところがあつて。

ちょうど5月30日はごみの日で、私も大学のゼミで鴨川清掃、こっちは海ごみゼロウィークの方なのですけれども、環境省のそういう全国一斉の清掃活動にゼミでも登録してやってきたところなのですけれども。そういった大阪市内で、例えばそういった何らかのタイミングで清掃活動などをするとき、こういった団体様にお声をかけて、それぞれの団体で企画いただかなくてもそこに出ればこういった活動に関与できるとか。割と市民の方が「自分ごと」として捉えていただいて、ご参加いただけるような仕組みというのを積極的にやっていくときに、こういった特に関心を平素からお持ちの団体様を大切にしていけるような形になるといいなと。ちょっと感想めいたことで恐縮なのですけれども。

なかなか浸透がしているような、ちょっとハードルが高いのか低いのかそこも分からないところがあるかなと思うのですけれども。やり方によっては、本当に

いろいろな団体、企業もあればまちづくり協議会の方もいらっしゃる、結構多彩ですので、非常に大きく発展する可能性もある制度かなと思うので、その辺りを、またこれから見据えていければいいのではないかなと思いました。

○青木委員長　　ありがとうございます。これから全市になったら、こういうのも見据えているといいかもしれませんね。

他に、ご意見はいかがですか。よろしいですか。

では、この2つの団体につきましては、趣旨に合致する団体として、当委員会としては認めていただくということで良いとさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

では、以上で本日の議題につきましては終了ですけれども。この配布したマナー団体の資料については、持ち帰りではなくて何か配慮する必要がありますか。

○木村課長　　申し訳ありませんが、先ほど個人情報を含むということでご説明させていただいたとおり、マナーエリア団体さんの資料につきましては、机にそのまま置いておいていただけますでしょうか。こちらで回収させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○青木委員長　　では、このナンバー1とナンバー2とホッチキス止めしているものは机の上に置いてお持ち帰りにならないよう、ご注意、お願いいたします。

それでは、本日の会議は終了とさせていただきます、事務局に引き継ぎたいと思います。よろしく願いします。

○玉川委員　　1点、いいでしょうか。

○青木委員長　　玉川委員、お願いします。

○玉川委員　　恐れ入ります。先ほど、佐々木委員がおっしゃったように、私も月に1回、新今宮の辺りでお掃除をしているのですが、すごくたばこの吸い殻が多くて、マナーの向上というのは先ほどあったエリアマナー向上制度とか、こういうのも利用していくのも一つなのかなと思います。

一方で、最近の取り組みとして「仕掛け学」というのがあるみたいでして、少し前にナッジというのがあったと思いますが、人がおもしろがってそれに参加することで行動変容をもたらしていくということのようなのです。私もつい最近読んでいた雑誌で、この「仕掛け学」というのをやられているのが大阪大学の先生みたいでして。その先生がまさに喫煙所の問題に関しても、この「仕掛け学」を利用することで周りの人から見てもきれいな感じに見えつつ、喫煙する人にとっても心地よい空間を作っていくというような、そういうことを考えておられるという記事を見まして。せっかく万博に向けてやっていくのであれば、何か大阪から新しい喫煙所の在り方というのを提案していくというのも、おもしろいのではないかなと思いました。

今、全市の禁止に向けて諮問を進めていくという中で、アイデアをとということもございましたので、少しご披露させていただきました。

以上でございます。

○青木委員長      ありがとうございます。新しいアイデアですので、ぜひ、またそれも含めて検討できればと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、事務局、よろしく願いします。

○事務局（松倉課長代理）      皆様、お疲れさまでした。本日は、青木委員長をはじめ委員の皆様方には、大変お忙しいところ、ご審議を賜り誠にありがとうございました。

先ほども申し上げましたが、たばこ市民マナー向上エリアの制度、募集团体資料につきましては、お席に置いたまま、ご退席いただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第38回大阪市路上喫煙対策委員会を終了とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

閉会 午前 11 時 27 分